

新型コロナウイルス感染症後遺症の方々の日常を守るため取組強化を 求める意見書

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いとされている。後遺症は社会生活上、非常に影響が大きい。

感染拡大から3年が経過し、コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。

よって政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、下記の事項について積極的な取組を求める。

記

- 一、新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、実態調査を推進すること。
- 一、一部医療機関で実施されている、Bスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）等の実態調査や検証を進めるとともに、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
- 一、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月22日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

日本における認知症の人の数は推計値で約 600 万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られる。

また、地域や家庭においては、家族を始め周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって政府に対して、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、下記の事項について特段の取組を求める。

記

- 一、認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
- 一、認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
- 一、認知症グループホームへの低所得者や市町村外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
- 一、認知症のリスク低減につながる、生活習慣や栄養補給、人とのつながりなど、国民の日常をサポートする、知識や情報を提供する体制を整備すること。
- 一、認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための、「（仮称）認知症基本法」の整備について調整を図られること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 22 日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣